

## 判例4

・施術と自殺との因果関係は否定したが、説明義務違反により慰謝料請求を認めた事例。

### 裁判所

東京地方裁判所 平成15年4月22日判決

### 争点

- ・施術の失敗が認められるか。
- ・施術と自殺に因果関係があるか。
- ・説明義務違反があるか。

### 事案

・Xは当時35歳の独身男性で、平成7年2月20日、雑誌で紹介されていたA美容外科で腹部除脂術の相談に加え、長茎術の相談をした。

・5月25日、A美容外科にて、以下の内容の陰茎を長くする長茎術及び亀頭と陰茎に脂肪を注入して亀頭を大きく、陰茎を太くする増大術の施行を受けた（以下「本件基本手術」）。

・本件基本手術前にXは手術申込承諾書に署名・押印しており、その承諾書には不動文字で「手術はときには一度で目的を達成しないこともありえます。その時には普通3～6か月後ぐらいに再手術を行います」などと記載してあった。

・手術後、Xの陰茎にリンパ浮腫が生じ、その部分の皮膚が厚く炎症反応が生じたため、同年6月8日にXの承諾を得たうえで、その陰茎の絞扼輪付近の包皮を直線状に切り、その両側の皮膚を縫合する手術を施行した（絞扼輪解除手術）。

・ところが、痛み等が治まらず、創部から浸出液が生じるため、同年8月14日、同部位を再切開し、死腔にドレーンを2本挿入した（浸出液原因検索手術）。

・8月24日にドレーンが1本消失したため創部を再び開けてドレーンを探索し、これを見つけて除去した（ドレーン探索手術）。

・その後、ドレーン探索手術創の内部が狭小化したため、同年10月15日、瘻孔やリンパ浮腫が収まってできた瘢痕の切除等を目的とする瘢痕切除等手術を施行した。

・しかし、Xは勃起不全になったことなどを訴えるようになったほか、大学病院の泌尿器科等を受診するようになったり、自殺願望などを訴えるようになったりした。

・「自殺の原因はA美容外科によるペニスの手術です」「A美容外科相手に私が出した100万円＋慰謝料を裁判をしてでも必ず取り上げて下さい」「今後私のような者がいない様にしてもらって下さい」などの内容の遺書を書き残し、平成8年2月8日に自殺した。

### 損害賠償請求額

(1) 本件基本手術に関して以下の過失があること

- ア 長茎術と増大術とを同時施行すべきではなかったこと
- イ 注入脂肪量が通常を超えていること
- ウ 事前に絞扼輪を解除しなかったこと
- エ 感染症を発生させたこと
- オ リンパ管の損傷させたこと
- カ 術後措置の不十分性
- キ 脂肪不正に対する措置の不十分性

(2) 一連の手術等によって陰茎海綿体神経を切除したこと等により勃起不全になったことにつき過失があること

(3) 一連の手術等により醜状痕を生じさせたり、陰茎を縮小させてしまった過失があること

(4) 自殺企図があったのにこれを防止しなかった過失があること

(5) 説明義務違反があること

## 判決による請求認容額

陰茎の長莖術及び亀頭・陰茎の増大術について、施術上の過失や自殺との因果関係は否定したものの、説明義務違反を認め、慰謝料を認容した（800万円、及び弁護士費用80万円）。

## 裁判所の判断

- ・裁判所は、原告の主張する上記（1）から（4）の過失を否定したが、（5）説明義務違反を認めた。
- ・美容形成手術の場合には、その目的は極めて個人的な美醜の判断や好みを前提として、その主観的な願望を満足させるところにあり、これを施行する医学的必要性や緊急性のない場合がほとんどであるから、美容形成手術を受けるか否かを自己の任意の意思に従って決定するにあたっては、その前提として、当該美容形成手術に関する正しい情報、すなわち、手術の具体的な内容、成功の見通し、手術後患部が治癒するまでに要する時間、その間に通常生じる患部の状況の変化、術後の管理の方法、発生が合理的に予想される危険性や副作用等について適切な情報が必要である。
- ・美容形成手術を他人に勧めたり、その手術を担当しようとする医師は、その手術を受けさせる前に、その手術を受けようとする者に対して、できる限り多くの上記情報を提供して説明すべき義務（以下「説明義務」）を負っているというべきである。
- ・美容形成手術を受けようとする者は、Xがそうであったように、雑誌やインターネット等で美容形成手術の広告記事を読み、その手術に危険性はなく、簡単かつ短期間で満足が得られると考えて、手術を受けようとする決意することが多いのではないかとと思われるが、このような者は、手術を受けようとする身体の部位について、一般の人よりも強いコンプレックスとこだわりを抱いているからこそ、そのような美容形成手術を受けようとしているものと思われる。
- ・したがって、仮に、手術によって主観的に期待しているような効果が得られないときには、手術の本来の目的とは逆に、より一層強いコンプレックスを抱いてしまう危険性があることも容易に推測しうるところであるから、これらの手術を施行しようとする美容形成外科の医師は、これらの特殊事情にも配慮した上で、上記のような当該手術の利害得失を個々の患者の希望や特性に即して丁寧かつ具体的に説明すべき法的義務があるというべきである。
- ・主治医はXに対し、長莖術と増大術の具体的な内容とその効果、注入した脂肪がすべて生着するわけではないことや脂肪融解の可能性について、一応は説明していたものと認められるが、手術によって陰茎が大きく腫れることやリンパ浮腫の内容やリンパ浮腫が生じた場合の治療方法などについて、Xが理解できるよう具体的に説明をしていないことが推認され、Xはマイナス面について十分知らされることなく、手軽に陰茎を長く、大きくできるものと誤解して、本件基本手術を受けたものと認めるのが相当であると、説明義務違反を認めた。
- ・また、A美容外科が、Xに対して術後管理等を記載した説明書を交付した点についても、『長莖術を受けられた方へ』と題するものには、「傷口に貼ってあるテープは、次回抜糸に来られるまで外さずそのままの状態でご来院下さい」「ペニスに巻いてあるバンテージも外さないで下さい」「抜糸をするまで、シャワー入浴は避けて下さい」などと記載されている一方、『亀頭部増大術を受けられた方へ』と題するものには、「本日より1か月間、1日2～3回毎日消毒を行って下さい」「シャワーは手術後、2日目より浴びていただけますが、シャワー後の消毒は必ず行って下さい」「両太股に巻いてあるバンテージは、3日経ちましたら外して結構です」などと記載されていて、両者の説明は相反するものとなっており、説明不十分であったとした。
- ・手術申込承諾書の記載についても、不動文字による一般的な記載にとどまるものであるから、これによって説明義務が果たされたと言うことはできない。